

刑事・生活安全公判対応要綱

昭和63年 7 月 26 日

埼例規第32号・刑総

警 察 本 部 長

各部長、各参事官・参事、各理事官、各所属長宛て

刑事・生活安全公判対応要綱の制定について（例規通達）

題名改正〔平成9年第23号〕

公判対応を的確に推進するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、昭和63年9月1日から実施することとしたから、実効が上がるよう努められたい。

一部改正〔平成9年第23号〕

別添

刑事・生活安全公判対応要綱

題名改正〔平成9年第23号〕

第1 趣旨

この要綱は、刑事部及び生活安全部主管の公判対応対象事件及び分析・検討を要する事件について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成2年第63号、9年第23号〕

第2 対象事件

この要綱において「公判対応対象事件」（以下「対象事件」という。）とは、送致（付）し、又は送致（付）予定の事件のうち、次に該当する事件で、かつ、公判対応上問題があると認められるものをいう。

- (1) 社会的反響が大きいと認められる事件
- (2) 否認事件又は供述の変遷が著しい事件
- (3) 捜査手続が問題となっている事件
- (4) 物証がないか、又は乏しい事件
- (5) その他必要があると認められる事件

一部改正〔平成2年第63号、12年第65号〕

第3 要検討事件

この要綱において「分析・検討を要する事件」（以下「要検討事件」という。）とは、次に掲げる事件をいう。

- (1) 無罪判決が出された事件
- (2) 身柄送致事件で不起訴処分とされた事件
- (3) 起訴相当と認めて任意送致（付）した事件で、「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」として不起訴処分とされた事件
- (4) 立証困難な事件の立証に成功した事件

追加〔平成2年第63号〕、一部改正〔平成24年第1389号〕

第4 公判対応担当者の指定及びその任務

1 指定

公判対応に関する連絡、調整の円滑化を図るため、公判対応担当者を公判対応担当者一

覧表（別表）で指定する。

2 任務

(1) 公判対応担当者の任務は、それぞれの主管する対象事件及び要検討事件について公判対応担当者一覧表のとおりとする。

(2) 公判対応担当者は、相互に緊密な連携を図り、任務を遂行するものとする。

3 少年事件捜査指導官との連携

公判対応担当者は、対象事件及び要検討事件が少年事件であるときは、少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号）に定める少年事件指導官との連携を図ること。

一部改正〔平成2年第63号、7年第15号、9年第23号・第45号、16年第811号、19年第599号〕

第5 報告

1 警察署長は、捜査した事件が対象事件に該当するときは、公判対応対象事件報告書（別記様式第1号）により、速やかに事件担当部門の庶務担当課長を経て報告すること。

2 警察署長は、前記1により報告した対象事件の公判が開かれたときは、その状況を公判状況報告書（別記様式第2号）により事件担当部門の庶務担当課長を経て報告すること。

3 所属長は、対象事件に限らず、所属職員に証人出廷の要請があつたときは、事前に証人出廷報告書（別記様式第3号）により、また、その結果については、証人尋問結果報告書（別記様式第4号）により、それぞれ事件担当部門の庶務担当課長を経て報告すること。

4 警察署長は、捜査した事件が要検討事件に該当するときは、要検討事件（無罪事件）報告書（別記様式第5号）、要検討事件（不起訴事件）報告書（別記様式第6号）又は要検討事件（立証困難な事件の立証に成功した事件）報告書（別記様式第7号）により、速やかに事件担当部門の庶務担当課長を経て報告すること。

一部改正〔平成2年第63号、7年第15号、9年第23号、12年第65号、24年第1389号〕

第6 民事訴訟対応における準用

第5の3の規定は、対象事件に限らず、所属職員が取り扱った事件に関連して、民事訴訟に係る証人出廷の要請があつた場合について準用する。

追加〔平成18年第1682号〕

実施日

この例規通達は、昭和63年9月1日から実施する。

実施日（平成2年3月31日埼例規第25号・務）

この例規通達は、平成2年4月1日から実施する。

実施日（平成2年12月25日埼例規第63号・刑総）

この例規通達は、平成3年1月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第15号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年3月29日埼例規第24号・務）

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成9年3月25日埼例規第23号・生安・刑総）

この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。

実施日（平成9年4月30日埼例規第45号・少）

この例規通達は、平成9年5月1日から実施する。

実施日（平成11年3月30日埼例規第23号・務）

この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。

実施日（平成12年4月14日埼例規第41号・務）

この例規通達は、平成12年4月14日から実施する。

実施日（平成12年8月29日埼例規第57号・務）

この例規通達は、平成12年9月13日から実施する。

実施日（平成12年9月29日埼例規第65号・総）

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

実施日（平成13年3月30日埼例規第49号・務）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成13年4月27日埼例規第61号・務）

この例規通達は、平成13年5月1日から実施する。

実施日（平成14年7月10日文第268号）

この通達は、平成14年7月10日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成16年3月31日務第811号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年12月26日刑総第1682号）

この通達は、平成19年1月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（平成19年12月26日少第599号）

この通達は、平成20年1月1日から実施する。

実施日（平成24年3月28日務第771号）

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

実施日（平成24年10月3日刑総第1389号）

この通達は、平成24年11月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和4年3月8日務第600号）

この通達は、令和4年3月18日から実施する。

【様式別表省略】